

固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

1 軽減措置の継続

本年1月27日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、令和5年度も継続することを公表した。

2 軽減措置の内容

(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

面積 200 ㎡までの部分 都市計画税 1 / 2

(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

面積 400 ㎡以下の土地のうち 200 ㎡までの部分

固定資産税・都市計画税 2 割

(3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

負担水準が 65% を超える商業地等

固定資産税・都市計画税

負担水準が 65% に相当する税額まで軽減

※ 2 (1) および (3) については、令和5年第一回都議会定例会に東京都税条例改正案を提出する予定です。

令和5年1月27日
主 税 局

都税に係る軽減措置の継続について

以下の措置について、次のとおり継続することとしましたので、お知らせします（各措置の概要は別紙のとおり）。

1 固定資産税等の軽減措置

以下の措置は、令和5年度も継続します。

- (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- (3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

※上記(1)及び(3)は、令和5年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

2 民有地を活用した保育所等整備促進税制

適用期限を令和7年4月1日まで延長します。

(問合せ先)

主税局税制部税制課 03-5388-2949

都税に係る軽減措置の継続について

1 固定資産税等の軽減措置

対 象	経 緯	軽減の割合等
(1) 小規模住宅用地 (面積 200 m ² までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
(2) 小規模非住宅用地 (面積 400 m ² 以下の土地のうち 200 m ² までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
(3) 商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65%に 都市計画税 } 相当する税額まで 軽減

2 民有地を活用した保育所等整備促進税制

対 象	経 緯	軽減の割合等
認可保育所等のために 有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすもの	○創設 平成29年度 ○目的 ・ 待機児童の解消	固定資産税 } 都市計画税 } 10割 (5年度分)

※ 対象は23区内の土地です。